電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

［1　略］

2　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

	データ伝送役務に係る費用			回線容量課金対象外費用			回線容量課金対象費用			接続料対象外費用			接続料原価		
	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）
営業費															
運用費															
施設保全費															
共通費															
管理費															
試験研究費															
研究費償却															
減価償却費															
固定資産除却費															
通信設備使用料															
租税公課															
合計															

費用区分	予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
営業費		
運用費		

改正前

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

［1　同左］

2　［同左］

	データ伝送役務に係る費用			回線容量課金対象外費用			回線容量課金対象費用			接続料対象外費用			接続料原価		
	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）
営業費															
運用費															
施設保全費															
共通費															
管理費															
試験研究費															
研究費償却															
減価償却費															
固定資産除却費															
通信設備使用料															
租税公課															
合計															

費用区分	算定方法
営業費	
運用費	